

406 介護予防短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果
夜勤減算（単独型）	利用者数25人以下 利用者数26人以上60人以下 利用者数61人以上80人以下 利用者数81人以上100人以下 利用者数101人以上 ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護1人未満 <input type="checkbox"/> " 2人未満 <input type="checkbox"/> " 3人未満 <input type="checkbox"/> " 4人未満 " 4+25 又は端数を増す毎に1を加えた数以上 <input type="checkbox"/> 満たさない
夜勤減算（特別養護老人ホームの空床利用併設型（ユニット型特養を除く））	①利用者数、入所者数の合計数が25人以下 ②利用者数、入所者数の合計数が26人以上60人以下 ③利用者数、入所者数の合計数が61人以上80人以下 ④利用者数、入所者数の合計数が81人以上100人以下 ⑤利用者数、入所者数の合計数が101人以上 次の要件のいずれにも適合する場合は②～⑤の利用者数、入所者数の合計の10分の8 i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数以上設置 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用（職員同士の連携促進） iii 見守り機器及び情報通信機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認する (1) 夜勤を行う職員による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備 (4) 見守り機器等の定期的な点検 (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 iv 入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置	<input type="checkbox"/> 看護・介護1人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護2人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護3人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護4人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護4人に利用者25人又はその端数を増す毎に1を加えた数未満 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 配置
夜勤減算（併設事業所）	a併設本体が特別養護老人ホーム b併設本体がユニット型特別養護老人ホーム a, b以外 i 利用者の数が25以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え ii 利用者の数が26以上の60以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え iii 利用者の数が61以上の80以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え iv 利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え v 利用者の数が101以上の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	<input type="checkbox"/> 夜勤減算（特別養護老人ホーム空き利用併設型に該当） <input type="checkbox"/> 利用者、入所者の合計数が20又はその端数を増す毎に1以下 <input type="checkbox"/> 看護・介護1人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護2人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護3人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護4人未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護4人に利用者25人又はその端数を増す毎に1を加えた数未満
夜勤減算（併設型・共用型）	指定障害者支援施設として必要とされる夜勤を行う生活支援員の数	<input type="checkbox"/> 必要とされる生活相談員数未満
夜勤減算（併設型・ユニット型）	(一) 併設本体が特別養護老人ホーム (二) (一)以外のユニット型指定短期入所生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 利用者、入所者の合計数が20又はその端数を増す毎に1以下2のユニット毎に介護・看護1未満

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過減算	<p>指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第140条の10の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合 (老人福祉法第10条の4 第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に100分の105を乗じて得た数(利用定員が40を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数)を超える場合)</p> <p>指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護にあっては、施行規則第140条の10の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合 (老人福祉法第10条の4 第1項第3号又は第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあっては、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数(入所定員の数に100分の105を乗じて得た数(入所定員が40を超える場合にあっては、入所定員に2を加えて得た数)を超える場合)</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算	<p><単独型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 指定介護予防サービス基準第129条に定める員数を置いていない場合</p> <p><併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 指定介護予防サービス基準第165条の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、指定介護予防サービス基準第129条に定める員数を置いていない場合</p> <p><併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 指定介護予防サービス基準第165条の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、同条第2号に定める員数を置いていない場合</p> <p><単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合</p> <p><併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	<p>日中について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合</p> <p>ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していない場合</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	共生型介護予防サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防短期入所生活介護を行った場合	<input type="checkbox"/> 該当	
生活相談員配置等加算	<p>共生型介護予防短期入所生活介護費を算定している。</p> <p>生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。</p> <p>地域に貢献する活動を行っている。</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算(I)	<p>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。</p> <p>個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。</p> <p>個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。</p> <p>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。</p>	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	<p>機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。</p> <p>理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明している。</p> <p>機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能である。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	<p>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。</p> <p>個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対する助言を行っている。</p> <p>個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。</p> <p>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。</p> <p>機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。</p> <p>理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共に個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。</p> <p>機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能である。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
専従の機能訓練指導員を配置している場合	<p><利用者の数が100以下である指定短期入所生活介護事業所の場合></p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において「理学療法士等」という。）を1人以上配置している。</p> <p><利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所の場合></p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
個別機能訓練加算	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において「理学療法士等」という。）を1名以上配置している。</p> <p>個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	<input type="radio"/> 個別機能訓練計画書（参考様式） <input type="radio"/> 興味・関心チェックシート（参考様式） <input type="radio"/> 生活機能チェックシート（参考様式）

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練の目標は、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握した上で設定されており、日常生活における生活機能の維持・向上に関するものとなっている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練の目標の設定にあたっては、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練が、介護予防短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行われている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練の評価内容や個別機能訓練計画の目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている。	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状（認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用する事が適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	指定介護予防短期入所生活介護の利用の開始にあたっては、介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家族から同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれにも該当していない。 A 病院又は診療所に入院中の者であって、退院後直接介護予防短期入所生活介護の利用を開始した者 B 介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を利用中の者であって、利用後直接介護予防短期入所生活介護の利用を開始した者	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録している。	<input type="checkbox"/> 該当	
	当該事業所は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護予防サービス計画書に記録している。	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
利用者に対して送迎を行う場合	同加算を算定する利用者は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる者である。	<input type="checkbox"/> 該当	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者に対し、その居宅と当該事業所との間の送迎を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
療養食加算	利用者の症状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者の年齢、病状等に対応した適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供している。	<input type="checkbox"/> 該当	
	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	療養食の献立表が作成されている。	<input type="checkbox"/> 該当	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
	<減塩食療法を行う場合> 心臓疾患等の減塩食は、総量6.0g未満の減塩食としている。 <減塩食療法を行う場合> 高血圧症に対して行うものではない。 <胃潰瘍食を提供する場合> 手術前後に与える高カロリー食ではない。 <貧血食を提供する場合> 血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者に対して提供している。 <脂質異常症食を提供する場合> 空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者に対して提供している。 定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (I)	指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）（当加算において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上である。 上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要介護者を含む）の平均により算定している。 認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (II)	指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）（当加算において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上である。 上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要介護者を含む）の平均により算定している。 認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。 認知症介護の指導に係る専門的な研修（認知症介護指導者研修、認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(I)	1 次の（1）又は（2）に該当 (1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の80以上 (2) 介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上 2 定員、人員基準に適合 3 サービス提供体制強化加算(II)及び(III)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(II)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上 2 定員、人員基準に適合 3 サービス提供体制強化加算(I)及び(III)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(III)	1 次の（1）、（2）、（3）のいずれかに該当 (1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上 (2) 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上 (3) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上 2 定員、人員基準に適合 3 サービス提供体制強化加算(I)及び(II)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 該当	
介護職員待遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員待遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり	介護職員待遇改善計画書 介護職員待遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	3 賃金改悪の実施 4 処遇改悪に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付 7 次の(一)～(三)のいずれにも適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 8 処遇改悪の内容（賃金改悪を除く）及び処遇改悪に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 適正に納付 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり	実績報告書 研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改悪に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改悪の実施 4 処遇改悪に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付 7 次の(一)、(二)のいずれにも適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 8 処遇改悪の内容（賃金改悪を除く）及び処遇改悪に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 適正に納付 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書 介護職員処遇改善計画書 実績報告書 研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改悪に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改悪の実施 4 処遇改悪に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付 7 次の(一)、(二)のいずれかに適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 8 処遇改悪の内容（賃金改悪を除く）及び処遇改悪に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 適正に納付 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書 介護職員処遇改善計画書 実績報告書 研修計画書
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改悪に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改悪計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改悪に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改悪に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改悪に要する費用の見込額を上回っている (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改悪に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改悪に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない 2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改悪の実施 4 処遇改悪の実施の報告 5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出 6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定 7 処遇改悪の内容（賃金改悪を除く）及び処遇改悪に要する費用の見込額を全ての職員に周知 8 処遇改悪の内容（賃金改悪を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改悪に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改悪計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改悪に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改悪に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改悪に要する費用の見込額を上回っている	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/> 該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> 該当	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> 該当	